

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 ひとり親家庭等への支援充実
-----	-----------------

施策主管課	子ども家庭課	総合計画記載頁	93ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

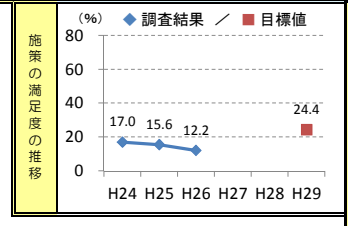
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	ひとり親家庭支援施策による就業件数	単年度目標値	84	99	114	129	144	156		B	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	17.0%	15.6%	12.2%			
		実績値	111	97	86				目標値(H29)	24.4%			前年度からの増減		-1.4%	-3.4%				
		目標値(H29)	156	単年度の達成度	132.1%	98.0%	75.4%													
										③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B	
										【参考】中核市等との水準比較										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について	
★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	ひとり親家庭においては、子育てと仕事をひとりで担わなければならない、収入も一般的な子育て世帯に比べ低いことから、自立のための支援の充実が必要とされる中、国においては、仕事と子育ての両立や子どもの貧困対策に資するため、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」を一部改正した「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を施行することにより、支援の強化に取り組んでいる。本市においても、平成26年度に策定した「宮っこ 子育て支援プラン(後期計画)」にひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を掲げているところであり、自立のための新規・拡充事業を実施していく。	市民満足度	ひとり親家庭の自立に向けた様々な施策を実施しているほか、児童扶養手当受給者へ施策をまとめたチラシを送付するなど、施策の周知啓発に努めているが、依然として子どもの貧困が大きな社会問題となっていることから、市民満足度は微減となっているものとする。	総合評価	75点 概ね順調
施策指標	「支援施策による就業件数」については、児童扶養手当の申請者を積極的に母子・父子自立支援員相談窓口へつなぎ、生活保護受給者等就労自立促進事業や企業との連携による就労支援事業などを実施しているが、景気回復により雇用環境が改善していることから、自助での就業が進んだものと考えられる。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	母子家庭等看護費支給(扶助費)			遺児手当または児童福祉手当の受給者で、12月1日において引き続き3か月以上市内に住所を有している者。	義務教育終了前の児童を養育するひとり親家庭に支給することにより、経済的自立を助長するとともに、生活の安定と向上を図る。	計画どおり	40,695	S50		ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝い金」、「母子家庭等看護費」は、平成27年9月をもって終了とする。
2	母子家庭等への入学祝金の支給(扶助費)			遺児手当または児童福祉手当の受給者で、小・中学校に入学する児童がいる者。	入学児童がいるひとり親家庭に対し、祝金を支給して児童の成長を祝福し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図る。	計画どおり	9,495	S50		ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝い金」、「母子家庭等看護費」は、平成27年9月をもって終了とする。
3	遺児手当(扶助費)			市内に住所を有し、父母の一方又は両方が死亡した児童(義務教育終了前)を監護又は養育している者。	父母の一方または両方が死亡した児童に支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。	計画どおり	7,956	S44		ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝い金」、「母子家庭等看護費」は、平成27年9月をもって終了とする。
4	児童福祉手当(扶助費)			市内に住所を有し、死亡以外の事由で父母の一方又は両方の養育を受けられない児童(義務教育終了前)を監護又は養育している者。	死亡以外の事由で、父母の一方又は両方の養育を受けられない児童に支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図る。	計画どおり	136,335	S46		ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝い金」、「母子家庭等看護費」は、平成27年9月をもって終了とする。
5	母子家庭等自立支援給付費補助金	★	自立支援給付金事業の充実	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給の所得水準であり、自立のために支給が必要と認められたもの	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、補助金を支給することで、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする。	計画どおり	27,999	H15		経済的に自立できることがひとり親本人や子どもの成長にとって重要なものとなっていることから、より多くのひとり親が、安定した就労につながる資格や就労に有効なスキルを習得できるよう、就労支援策の強化として、平成27年度は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格の拡大や自立支援教育訓練給付金の助成率の拡大(20%→50%)を実施する。
6	企業との連携による就労支援事業	★	企業との連携による就労支援事業の充実	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	就職が困難なひとり親に対して相談や能力開発を行い、継続的・総合的な支援を実施し、ひとり親家庭の自立支援を図る。	計画どおり	4,530	H23		経済的に自立できることがひとり親本人や子どもの成長にとって重要なものとなっていることから、より多くのひとり親が、安心して就職・転職活動を行い、自立できるよう、就労支援策の強化として、平成27年度は、委託企業による就労支援事業において、研修内容の充実や利用時間の拡大、無料託児を実施する。
7	ひとり親家庭医療費助成(扶助費)			18歳到達後の年度末までの児童と、その児童を養育している者	ひとり親家庭の親と子、あるいは両親のいない児童の健康と福祉の増進を図る。	計画どおり	112,221	S51		ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、親と子どもの病気の早期発見と早期治療を促し、引き続き、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図る。
8	母子父子家庭福祉対策事業	★	・就業・自立支援センター事業の充実 ・生活・就業等相談事業の充実 ・母子寡婦福祉団体の事業推進への支援の充実	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	ひとり親家庭等の生活安定のために、就労、生活の自立支援を行う。	計画どおり	5,244	S50		ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、引き続き、就業に関する相談や講習会、弁護士や養育費専門相談員による専門相談を実施するとともに、一時的に家事や保育が必要な際に家庭生活支援員を派遣し日常生活を支援するなど、総合的な支援を実施していく。
9	母子・父子自立支援員による生活・就業等相談	★	生活・就業等相談事業の充実	母子家庭の母、父子家庭の父	ひとり親家庭が、各家庭状況に応じた必要な支援・助言を受け、自立した生活が送れるよう支援する。	計画どおり		H8		多様多様な相談に対応できるよう、引き続き、母子・父子自立支援員のスキルアップを図るとともに、ひとり親家庭の就業による自立に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携しながら支援を実施していく。
10	身元保証人確保対策事業		緊急時に対応した子育て・生活支援の充実	母子生活支援施設に入所中又は退所した子どもや女性	保証人が得られず就職や住居の賃借が困難な人の保証人を施設長が務め、子どもや女性の社会的自立の促進に寄与する。	計画どおり		H19		子どもやひとり親の社会的自立を促進するために、就職や住居の賃借が困難な人の保証人を施設長が務められるよう、今後とも本事業を推進していく。

11	生活保護受給者等就労自立促進事業	★	生活・就業等相談事業の充実	生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付の受給者、申請者、相談者	ハローワークと一体となった就労支援を行う。	計画どおり		H25		児童扶養手当受給者等については、母子・父子自立支援員とハローワーク職員が密接に連携することにより、就労支援対象者の拡大や就労者の増加に取り組む。
12	母子福祉資金貸付事業費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	母子家庭の母及びその児童	母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進する。	計画どおり	115,416	H8		母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、引き続き、制度の周知を徹底していくとともに、償還指導を強化し、原資となる償還金の確保に努めていく。
13	父子福祉資金貸付事業費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	父子家庭の父及びその児童	父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進する。	計画どおり	1,117	H26		父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、引き続き、制度の周知を徹底していくとともに、償還指導を強化し、原資となる償還金の確保に努めていく。
14	寡婦福祉資金貸付事業費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	寡婦及びその子	寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進する。	計画どおり	1,876	H8		寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、引き続き、制度の周知を徹底していくとともに、償還指導を強化し、原資となる償還金の確保に努めていく。
15	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費		母子寡婦福祉資金貸付事業の充実	母子寡婦福祉資金貸付金に係る事務費	母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用に係る事務費を適宜に運用する。	計画どおり	5,580	H8		今後とも母子父子寡婦福祉貸付金の適正な運用管理に努めていく。

#### 4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	◆ひとり親家庭は、就労と子育てをひとりで担うため、また、パートや派遣などの非正規雇用が多いことなどから、経済的自立が困難な状況にある。このような状況の中、技能の習得や雇用側とのマッチングなど就労収入の増加を図るための就労支援や、仕事と家庭の両立を図るための子育て支援に努めていく必要がある。
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、ひとり親家庭支援手当を創設するほか、企業との連携による就労支援事業の拡充やファミリーサポートセンター事業の利用料の一部助成をなど、就労支援や子育て支援の充実・強化を図る。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆就労による自立に重点を置いた集中的な支援を実施するため、平成27年9月に、母子家庭等援護費支給、母子家庭等への入学祝金の支給、遺児手当、児童福祉手当の4事業を再編し、生活面と早期の就労を支援する「ひとり親家庭支援手当」を創設するほか、就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。</p>